

第2483回定例人事委員会の会議結果

- 1 開催日時 令和7年3月24日（月）午前9時00分から
- 2 開催場所 人事委員会室
- 3 出席者 水上委員、志村委員
事務局長ほか事務局職員6名
- 4 議案の概要

議案第1号 採用候補者選考実施の件

職員の任用に関する規則第14条第2項の規定に基づき、人事課から申請のあった県職員を退職し、引き続き地方独立行政法人等の職員となっていた者の採用について事務局から説明があり、審議の結果、申請のとおり選考した。

また、教育委員会から申請のあった教育委員会事務局職員等として採用する市町村立学校教育公務員の採用候補者について事務局から説明があり、審議の結果、申請のとおり選考した。

議案第2号 一般任期付職員採用承認の件

富士山登山道の利用政変を含む安全指導や富士周辺地域の活用等を充実させるため、令和7年4月1日から3年間、行政（富士山レンジャー）職である一般任期付職員3名を主任として採用したいと知事から申請があった旨の説明が事務局からあり、審議の結果、申請のとおり採用することを承認した。

また、デザインに関する専門家との協議・調整やデザイナー等との交渉などの業務を行うため、行政（デザイン）職である一般任期付職員1名を副主幹として採用したいと知事から申請があった旨の説明が事務局からあり、審議の結果、申請のとおり採用することを承認した。

議案第 3 号 一般任期付職員任期更新承認の件

令和 6 年 4 月 1 日に未来設計専門企画監として採用した一般任期付職員について、人口減少に関する基礎調査や人口減少危機対策パッケージに沿った切れ目ない施策を引き続き進める必要があるため、任期を 2 年間更新したいと知事から申請があった旨事務局から説明があり、審議の結果、申請のとおり更新することを承認した。

議案第 4 号 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定の件

山梨県職員給与条例等の一部改正に伴い、当該条例等の条項を引用する規則について規定の整理を行うための規則の制定について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 5 号 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する規則の一部改正の件

山梨県職員給与条例等の一部改正に伴い、特定任期付職員業績手当に係る規定を削除するための所要の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 6 号 山梨県職員の給与に関する規則等の一部改正の件

山梨県職員給与条例等の一部改正等及び令和 7 年 4 月 1 日付けの組織再編等に伴う昇格時号級対応表や級別職務分類表等の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 7 号 住居手当に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員給与条例等の一部改正に伴い、住居手当に係る権衡職員の範囲等に係る所要の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 8 号 通勤手当に関する規則の一部改正の件

山梨県職員給与条例等の一部改正に伴い、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等について全額支給できること等所要の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 9 号 地域手当に関する規則の一部改正の件

山梨県職員給与条例等の一部改正に伴い、地域手当の支給地域等に係る所要の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 10 号 単身赴任手当に関する規則の一部改正の件

山梨県職員給与条例等の一部改正に伴い、単身赴任手当に係る権衡職員の範囲等に係る所要の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 11 号 寒冷地手当支給規則の一部改正の件

山梨県職員給与条例等の一部改正に伴い、寒冷地手当の支給地域等を見直すための所要の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 12 号 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件

令和 7 年 4 月 1 日の組織再編に伴い、組織の名称を引用する規定の整理を行うための所要の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 13 号 特勤手当等に関する規則の一部改正の件

山梨県職員給与条例等の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員等に係る特勤手当等の月額等に係る所要の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 14 号 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正の件

山梨県職員給与条例等の一部改正に伴い、勤勉手当の成績率に係る所要の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 15 号 山梨県職員の退職手当に関する規則の一部改正の件

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当の支給手続に係る所要の改正について事務局から説明が

あり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 16 号 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の件

令和 7 年 4 月 1 日付けの組織再編による職の新設・廃止等に伴う管理職員等の範囲の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 17 号 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正の件

山梨県学校職員給与条例の一部改正に伴い、義務教育等教員特別手当の月額に係る所要の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 18 号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部改正の件

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正等に伴い、フレックスタイム制を利用する場合の勤務時間の割り振り等の基準や、子の看護休暇の対象の拡大及び名称変更等所要の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 19 号 人事委員会事務局職員の人事の件

副主査以上の事務局職員の令和 7 年 3 月 31 日付け及び令和 7 年 4 月 1 日付けの人事異動案について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。